

財務会計WGにおける検討結果

2016年12月9日
資源エネルギー庁

財務会計WGにおける主な検討事項

- 自由化の下での費用負担の在り方として、主に、(1)原子力損害賠償、(2) 事故炉の廃炉、(3) 通常炉の廃炉、について検討を行ってきた。

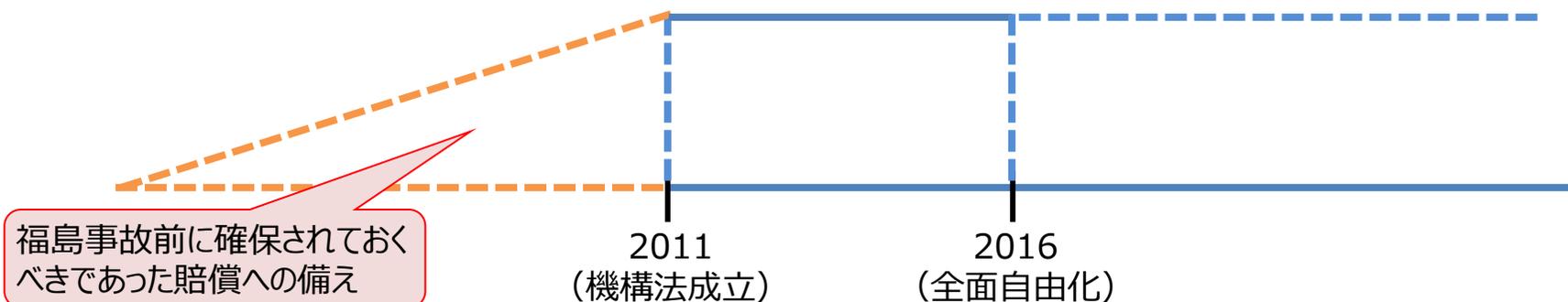
検討事項	(1) 原子力損害賠償	(2) 事故炉の廃炉	(3) 通常炉の廃炉
目的	受益者間の公平性確保	福島第一原発の着実な廃炉	原発依存度低減、廃炉の円滑化
課題	2011年の原賠機構法制定前に確保されるべきであった過去分相当の費用の負担の在り方	福島第一原発の廃炉に充てる資金の確保	設備の残存簿価等を廃炉後も分割して償却する制度の前提となる着実な費用回収の在り方
現行制度	制度上は2011年以前と以後を区別せず、一律に小売規制料金で回収	送配電事業で一定以上の利益を生じた場合、託送料金の値下げ命令	小売規制料金での費用回収を前提に、費用を分割計上（廃炉会計制度）
検討の背景	自由化の進展に伴い新電力の需要家が増加すると、需要家間の不公平が拡大	東電送配電事業における適切な合理化インセンティブ	今後、小売規制料金が撤廃されると制度が成り立たない
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の全需要家が負担すべきであった「過去分」の定義・概念 ・託送料金制度の活用も含めた費用回収の在り方 	送配電事業合理化分の廃炉への優先充当	<ul style="list-style-type: none"> ・着実な費用の回収方法としての託送料金制度の活用

- 1. 原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方**
- 2. 福島第一原発の廃炉の資金管理・確保の方法**
- 3. 自由化の下での廃炉に関する会計制度**

検討の背景

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に納付している（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは事故以前から確保しておくべきであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用が料金原価に算入されることもなかった。
- その結果、福島第一原発事故以前は、賠償への備えの費用が料金に含まれていない相対的に安価な電気を全需要家が享受していた。
- こうした中で、原賠機構法制定後、本年4月に小売りが全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加している環境下において、受益者間の公平性等の観点から、事故前に確保しておくべきであった賠償への備え（＝「過去分」）の負担の在り方について、どのように考えるか。

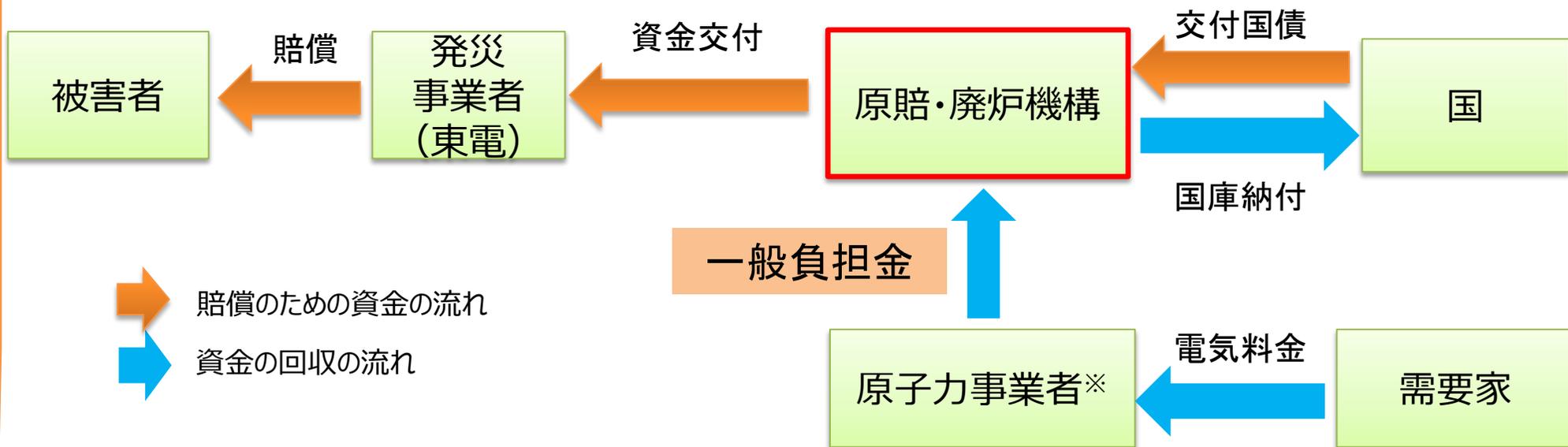
「過去分」のイメージ



(参考) 原賠機構法に基づく一般負担金

- 一般負担金の額は、以下を基準にして、毎年度、原賠・廃炉機構が主務大臣の認可を得て定めている（2015年度1,630億円）。
 - ・機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
 - ・各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業者の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。
 - ・一定の水準を安定的に維持できるものであること。

資金の流れ(イメージ)



※沖縄電力を除く旧一般電気事業者9社、日本原子力発電、日本原燃の11社

(参考) 一般負担金の負担割合

- 各原子力事業者が納付する一般負担金の額は、各事業者の収支状況等を踏まえた年間総額を、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量（熱出力kW）等に基づいて按分することにより算定されている。

(百万円)

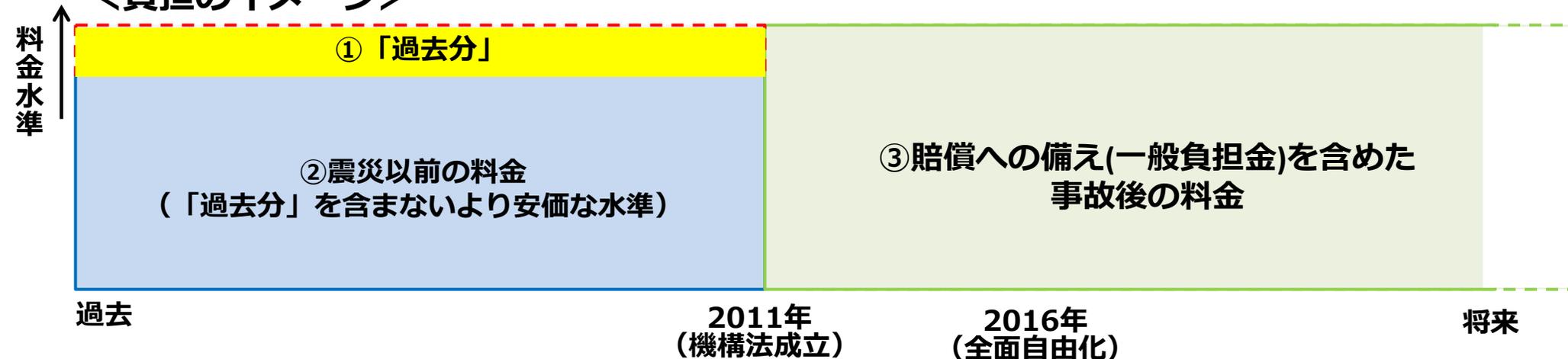
一般負担金総額の内訳

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	負担金率 (%)	小売料金原価算入
北海道電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
東北電力	5,355	6,247	10,709	10,709	10,709	6.6	2013年度～
東京電力	28,370	38,820	56,740	56,740	56,740	34.8	2012年度～
中部電力	6,210	7,245	12,421	12,421	12,421	7.6	2014年度～
北陸電力	3,032	3,537	6,064	6,064	6,064	3.7	-
関西電力	15,762	18,389	31,524	31,524	31,524	19.3	2013年度～
中国電力	2,095	2,444	4,189	4,189	4,189	2.6	-
四国電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
九州電力	8,460	9,870	16,919	16,919	16,919	10.4	2013年度～
日本原子力発電	4,262	4,973	8,525	8,525	8,525	5.2	(各電力会社の 電気料金の内数)
日本原燃	1,434	1,673	2,869	2,869	2,869	1.8	
合計	81,500	100,804	163,000	163,000	163,000		

原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方

- 従来、総括原価方式の下で営まれてきた電気事業においては、一般の事業と異なり、将来的な費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行うことはできず、料金の算定時点で合理的に見積もられた費用以外を料金原価に算入することは認められていなかった。
- しかしながら、福島第一原発事故前に確保しておくべきであった賠償への備えを今後とも小売料金のみで回収するとした場合、過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家は費用を負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全ての費用を負担していくこととなる。
- こうした需要家間の負担差を解消し、公平性を確保するためには、過去分についてのみ、国民全体で公平に負担することが適当であり、また、そうした措置を講じることが、福島復興にもつながると考えられる。

<負担のイメージ>



(参考) 各委員の御意見 (「過去分」の考え方)

- まず過去分といったときに、過去分って、どう計算してどのぐらいになるんだろうというのが全然わからないんです。一般負担金も800億から始まって、今、1,600億ぐらいで安定しているわけですけども、では1,600億掛ける40年ぐらいのイメージなのかとか、要するに今、1,600億になっている根拠もいま一つわかるようでわからないのです。過去分って、一体どう考えて算出するものがわからないと、議論のスタートラインに立てないと思っています。(第3回WG 圓尾委員)
- この電気事業の仕組みであったり、こういった会議に本当に参加していないと、ついていけない話なんですよ。過去分というのは、普通はやっぱりあり得ないと思います、普通は。普通のビジネスはあり得ないと思いますが、これは何度も言っていますが、ただ、電気事業という特殊な、どうしても先行投資というか、長時間、十数年かけて、またすごい金額をかけて、皆さん、国民全体のインフラを整えるという事業の特性から、仕方ないのかなと。(略) 仕方ないと思うんですが、ほかの、じゃ、こういった会議に参加していない人たちがどこまでそれを理解できるかという、(略) うまく説明をしないと、なかなか納得できない話になりかねないなというを感じたので、そこをどううまく説明するか。(第5回WG 伊藤委員)
- 過去に安い原発で発電された安い電力料金を享受していたと、受益があったという事実は、まあ私個人に関していえば、選択の余地はなかったとはいえども、事実としてあるところであって、それが、いや、過去に受益していたこと知りません、私は将来払いませんと言ってしまうのは、ちょっと道義的に責任逃れというような気が、個人的にはしております。ですので、受益者負担ということで、今まで積み立てがなされていなかった過去分について求められた場合に、この負担は致し方ないのかなというのが個人的な思いとしてあります。ただやはり一体幾らの話をしているのか、どれぐらいの期間でどれだけ負担するのかという先に見える話ですね、(略) 将来の見える話にしていただきたい。また、当初の見積もりにおいて、金額を決めて進めていったとしても、当然見直しが必要になることというのはあると思うんですね。そこは迷わず見直しをしていただきたいなというふうに思っております。(第5回WG 村松委員)
- ある意味では原子力需要開始時から、本来だったらまあ、確保されるべき費用だったと。今回は当時の事情では、いわゆる事故が起こったという、将来の保険的な、互助というんですかね、そういった前提での負担していきましょうという前提でスタートしたと、私は機構法の本質はそう理解しております、ただし、新たな事象とか、会計でもあるんですけども、新たな、当時わからなかったけれども、新たな事象がだんだん明らかになって、その今の段階で費用を認識すべきもの、もしくは計算すべきものがあった場合は、そこを認識することもあり得ると。(第5回WG 永田委員)

(参考) 小委員会における御議論 (「過去分」の考え方)

- やはりこれは国だけの責任ではなくて、事業者の責任でもあるというようなことだと思いますから、これで託送料金ということになったとすると、これはやはり、ある程度の事業者に対する優遇というふうに捉えるべきなのではないかと私は思います。(略) 一方的に新規参入者が不利になるというようなことのないように、全体として制度を考えていかなければいけないと思います。(第5回WG 松村委員)
- その時点でどれだけの費用が必要かというのをどなたが判断したのかお聞きしたときに、事務局は一時的に国に責任があるというふうにお答えいただいたと思います。であれば、(略) 今になって、払っていなかったから皆さんが均等に負担するべきですよというのは、何となく理屈に合わないのではないかなと思っております。とはいえ、やはり福島の人のことを考えますと、やっぱり何も補償になるものがないというのはとても気になる部分だと思いますので、そこは託送じゃなくても、これはもう国及び事業者が、そのときにこれだけ必要な額があったんだということを判断し切れなかったということで誤りを認めて、国民にちゃんと説明をして、特別税ということで国民全員からとるべきではないかなというふうに思います。(第5回WG 大石委員)
- 要は、ここでは実際にかかった費用ではなくて、将来のリスクに備える費用ということだと思うんですけども、それがもう例えば既に廃炉してしまって、決まってしまう原子力に対してもどういうふうに考えているのかとか、どういう形で過去に、ここでも議論があって、過去にさかのぼれるのかどうかというようなことについても、ちょっと議論があったかのように書かれていますけれども、そのあたりについて、感覚的には過去にさかのぼるというのは結構難しいことではないかなというふうに思います。(第2回小委 秋元委員)
- 我々自由化でやったとき、競争力のある電源の原子力を持った皆さんと競争しながら、何ら事業的にはプラスはなかった。(略) 過去分というのは、それによって原子力を推進してきた大きな理由だったんじゃないでしょうか。安いと。いろいろな形でもって、発展的に原子力はいろいろな有形無形な形でもって利益を享受した形のことを、ここに来てみんな一緒に払ってくれというのは、これはいささかどうかなということで、(略) 若干享受している度合いが違うので、ここは格差があっても当然だろうなというふうには考えます。(第2回小委 本名オブザーバー)
- 賠償の話がありますけれども、これは一事業者に全てを帰すると、例えば適切な賠償がそれで進まなくなるとかということになると、それはそれで国としてどうなんだという話もやっぱり非常に大きな問題としてあるんだと思います。そういう意味で、このあたりというのは、国としてこういうふうな問題というものを、国家全体としてどう考えていくのかということというのは極めて重要な論点だと思います。(第2回小委 大橋委員)

回収の方法

- 全面自由化により需要家が電力の供給者を自由に選択できるようになる中で、広く需要家に負担を求める方法は、①税・賦課金等のように全国の需要家に一律に負担を求める仕組みと、②託送料金のように特定の供給区域内の全ての需要家に一律に負担を求める仕組みの2つに大別できる。
- 電源構成に占める原子力の割合（すなわち、原子力の電気の利用量）は供給区域ごとに異なる一方で、過去分の負担は、過去の原子力の電気の利用に応じて行うべきものであることや、現状、一般負担金は小売料金に含まれ、供給区域ごとに異なる水準となっていること等を踏まえると、過去分を国民全体で負担するに当たっては、特定の供給区域内の全ての需要家に一律に負担を求める仕組みとすることが適当と考えられる。

<広く需要家の負担を求める方法>

類型	税、賦課金等	託送料金
負担主体	すべての送配電／ 小売電気事業者	すべての 小売電気事業者
最終負担者	全国すべての需要家	特定の供給区域内の すべての需要家
負担額の水準	全国同一	供給区域内で同一
負担額の決定主体	国	国 (事業者が申請)
制度運用コスト	高い（費用調整等）	低い

(参考) 各委員の御意見 (賠償の過去分)

回収の方法

- 税金がいいのか、もしくは託送料金がいいのかということでございますけれども、基本的には、受益者が全国一律じゃなくて、地域ごとに受益の態様とかもありますでしょうから、その受益の態様に合わせた負担が実現される託送料金が妥当ではないかというふうに考えております。(第5回WG 永田委員)
- 税金がいいのか、託送料金がいいのかというので、ここで公平性ということを書いています。この公平性は、まあどこまでいっても完全に割り切れるものではないと思います。例えば沖縄電力の消費者が負担するのかという問題に関して言うと、震災前には東京に住んでいたけれども、沖縄に移住したという人だっているでしょうし、震災前には沖縄に住んでいたけれども、東京に移住したという人だっているでしょう。そうすると、どこまでいってもどっちが公平かというのは、もう程度問題になっちゃうんだらうと思います。(第5回WG 松村委員)
- ちょっと税金って事業者から遠くなってしまおうというか、やはり自分で責任を持って適切な費用で取り組んでいってもらおう。なおかつ責任を持って最後までやってもらうということも非常に重要だというふうに思っております。まず税金ということじゃなくて考えてみるということも重要なんじゃないかというふうに思っております。(第5回WG 秋池委員)
- 税金か託送かというのも、やっぱり透明性ですよ。まあどちらでも、最終的には負担をするということは決まれば、私はまあ、どちらでもいいとは思いますが。ただ、どちらにせよ、説明をうまくしていただければいいなというのと。(第5回WG 伊藤委員)
- 方法を考えるときに、比較的シンプルな構造にしたほうがいだろうと。仕組みをつくるにしても、間接コストというのがどうしてもかかってしまいますので、新しく広く集めて、また再配分する仕組みというのは、それなりにコストがかかるものだと思います。ここも、そんな大した金額じゃないよというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんが、ちりも積もればという話もございますので、間接コストはどれぐらいかかるんだということも考えるべきではないかなというふうに思いました。(第4回WG 村松委員)

(参考) 各委員の御意見 (賠償の過去分)

託送料金の仕組みを利用する場合の留意点

- まあ請求書のところで明示されているという、そういう感じになっているわけですね。税、賦課金のイメージは多分、そういうイメージなのではないかと。ところが、託送の原価に溶け込んでしまうと、自分たちは一体、この過去分として幾ら負担しているのという、今回新たなカテゴリーでどれだけ負担しているのというがわからなくなるということに対する不安というのもあったのではないかと思います。(略) 明示するというのは、消費者が強く要望しているということがあったとして、税だったら明示できるというのは、この溶け込ませると明示できないということはないと思うので、何とていうのか、何らかの工夫で、この情報というのを消費者が知るようにできるようには、仮に託送という格好になったとしてもしていただきたいし、技術的に難しいのはとてもよくわかりますが、ぜひその点は検討して、その負担が見えないようにするために託送というのを言っているのではないということ、何らかの形で明らかにしていただきたいと思います。(第5回WG 松村委員)
- 先ほどの議論とも重なるんですけども、やはり先ほど村松委員がおっしゃったように、今回の福島事故の責任という意味では、やっぱり全面的に東京電力にあると。その上で、(略) 税だと事業者に遠くなるというお話だったんですけども、じゃ、託送のほうが事業者に近いかというと、それはまた違って、ますます金額が決められないまま青天井でも回収できるという意味では、もっと税金のほうがはっきり見える形で、しかもそれを必ず国民、事業者も消費者もみんな合わせて見ることによって、福島のことを忘れずに、今後自分たちがどうしていいかというのを考えていくためには、ぜひ必要、どうしても必要ということであれば、これは税金で取っていただきたいなと思います。(第5回WG 大石委員)

「過去分」の規模

- 現行の一般負担金の算定方式を前提とし、各原子力事業者が納付する一般負担金の額が、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量（熱出力kW）等を基準に決定されていることを踏まえれば、過去分の総額は、現在の一般負担金の額と原子力発電所の設備容量等の関係を基に算出した一般負担金のkW当たりの単価※に、全事業者の累積設備容量※※を乗じることで算定することができ、この方法で算定される過去分の総額は約3.8兆円となる。

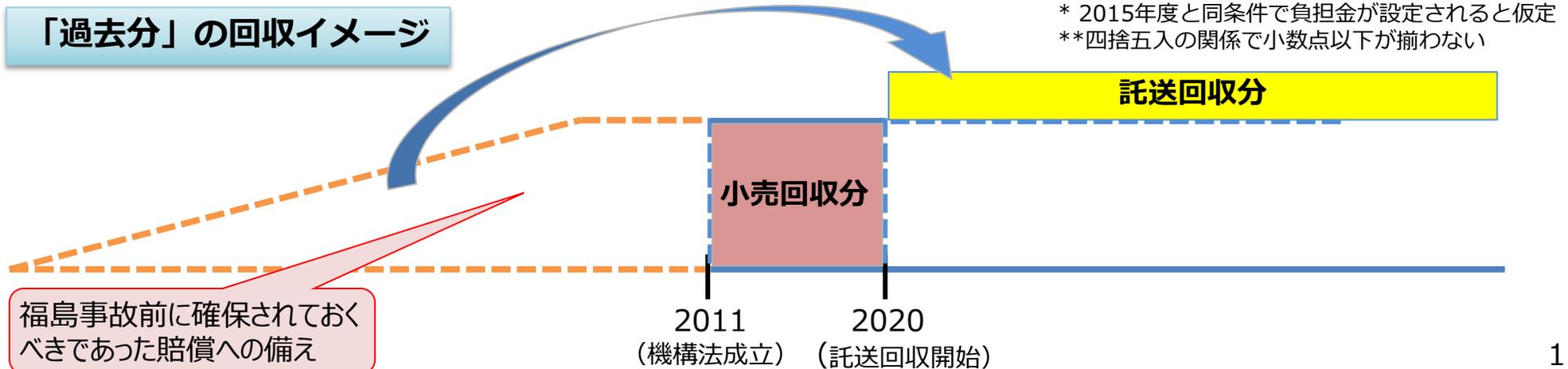
※ 1,600億円÷全事業者の設備容量総和 ※※ 各炉の設備容量×炉年(運開後の経過年数)の総和

	設備容量（熱出力）	一般負担金/過去分金額	kW当たり単価
2015年度	約1.5億kW	約1,600億円 ※日本原燃負担分（約30億円）除く。	約1070円/kW (1600億÷1.5億kW)
1966年度 ～2010年度	約35億kW	約3.8兆円 (約1070円/kW×約35億kW)	約1070円/kW



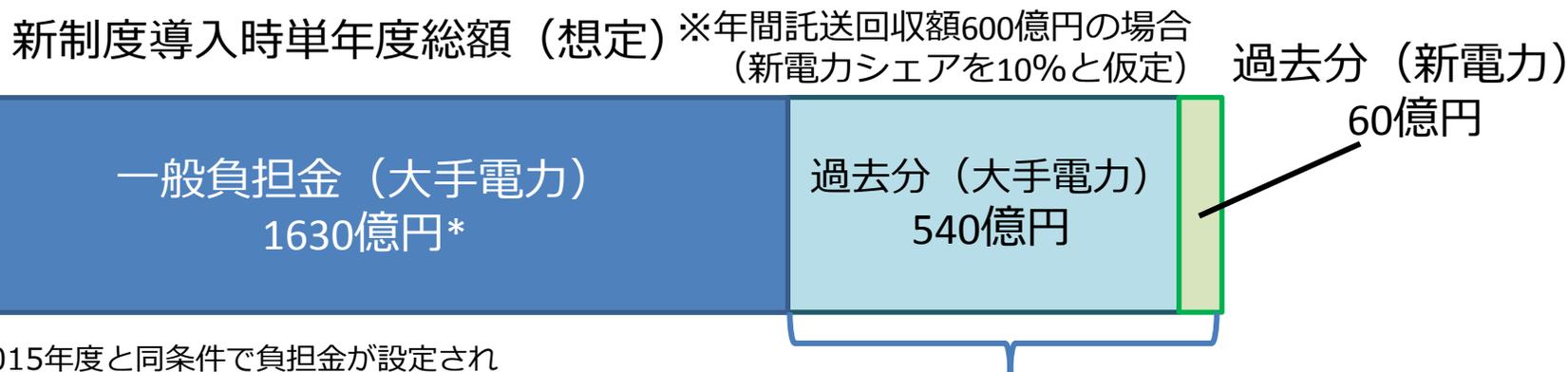
託送料金の仕組みを利用して回収する「過去分」の額

- 現在、原子力事業者が毎年納付している一般負担金は、経過的に措置されている小売規制料金により回収されていることから、託送料金の仕組みを利用した「過去分」の回収は、現在経過的に措置されている小売規制料金が原則撤廃される2020年に開始することが妥当であると考えられる。
- この場合、2019年までに納付される一般負担金は、小売規制料金の残る限定的な競争環境下で回収されるため、全需要家ではないものの、概ね全ての需要家から回収されると考えることができる。
- このため、託送料金の仕組みを利用して回収する「過去分」の算定に当たっては、2011年から2019年までに納付される一般負担金を全需要家から回収する「過去分」と同様のものと扱い、「過去分」の総額から控除する。
- 2019年度末までに原子力事業者が納付することが想定される一般負担金は約1.3兆円*であり、これを「過去分」総額から控除すると、約2.4兆円**となる。



年間回収額と回収期間

- 約2.4兆円の「過去分」を託送料金の仕組みを利用して全需要家から回収する場合、
 - ① 単年度の回収額を多くすれば、1年当たりの需要家の負担は大きくなる一方、回収期間は短くなり、
 - ② 単年度の回収額を抑制すれば、1年当たりの需要家の負担は小さくなる一方、回収期間は長くなる。
- こうした中で、単年度当たりの需要家の負担を最大限抑制しつつ、将来世代に過大な負担を課さないようにする必要があり、国内で初めて商用原発が稼働（1966年）してから原賠機構法の制定（2011年）まで45年であり、また、現行規制法上、原発の稼働期間が原則40年であることを踏まえると、回収期間を40年（年間回収額約600億円）とするのが妥当と考えられる。



*一般負担金の額は、2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。

託送料金への上乗せ額はkWh当たり7銭、標準家庭では月平均18円に相当。

1. 原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方
2. 福島第一原発の廃炉の資金管理・確保の方法
3. 自由化の下での廃炉に関する会計制度

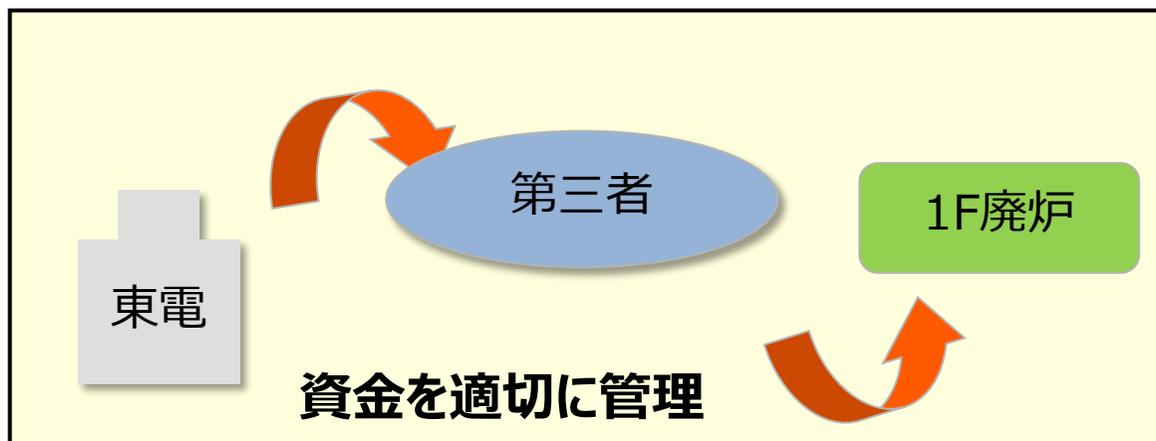
検討の背景

- 東京電力福島第一原子力発電所（1F）の事故から5年半が経過した今もなお、避難指示は続き、1Fの事故収束も道半ばにある。
- 賠償や除染、廃炉など事故に伴う費用は増大しているが、全面自由化の中にあっても事故収束や福島復興の歩みが滞ることがあってはならず、こうした危機感を背景に、東京電力の非連続の経営改革を具体化していくための検討を行う「東京電力改革・1F問題委員会（東電委員会）」が本年9月に設置された。
- 東電委員会から国に対しては、本年10月、1Fの廃炉に必要な資金については、東京電力が負担することが原則であり、東京電力にグループ全体で総力を挙げて捻出させる必要があるとの考え方の下、「国民負担増とならない形で廃炉に係る資金を東電に確保させる制度」について、検討要請がなされた。
- この要請を踏まえ、① 1Fの廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、長期間にわたり必要となる巨額の資金の適切な管理を担保する制度と、② 発電・送配電・小売に分社化されている東電において、自由化の下でもグループ全体で総力を挙げて捻出する資金が確実に廃炉に充てられるための制度について、検討を行うこととした。

1 F 廃炉のための確実な資金管理の方策

- 福島第一原発の廃炉を着実に実施していくため、廃炉に必要な巨額の資金を長期にわたり確実に管理していくために、第三者の関与の下、積立金という形で資金を管理する。

- 東電においては、将来予想される巨額の支出に備え、内部留保等により資金を確保していくこととなるが、廃炉に伴う支出は、廃炉作業の進捗状況により大きく変動することが見込まれる。
- このため、将来の支出に備えて確保した資金については、例えば、積立金（自らの資金を積立て）や拠出金（自らの資金を渡し切り）といった手法等、第三者の関与の下で適切に管理していくことが必要となる。



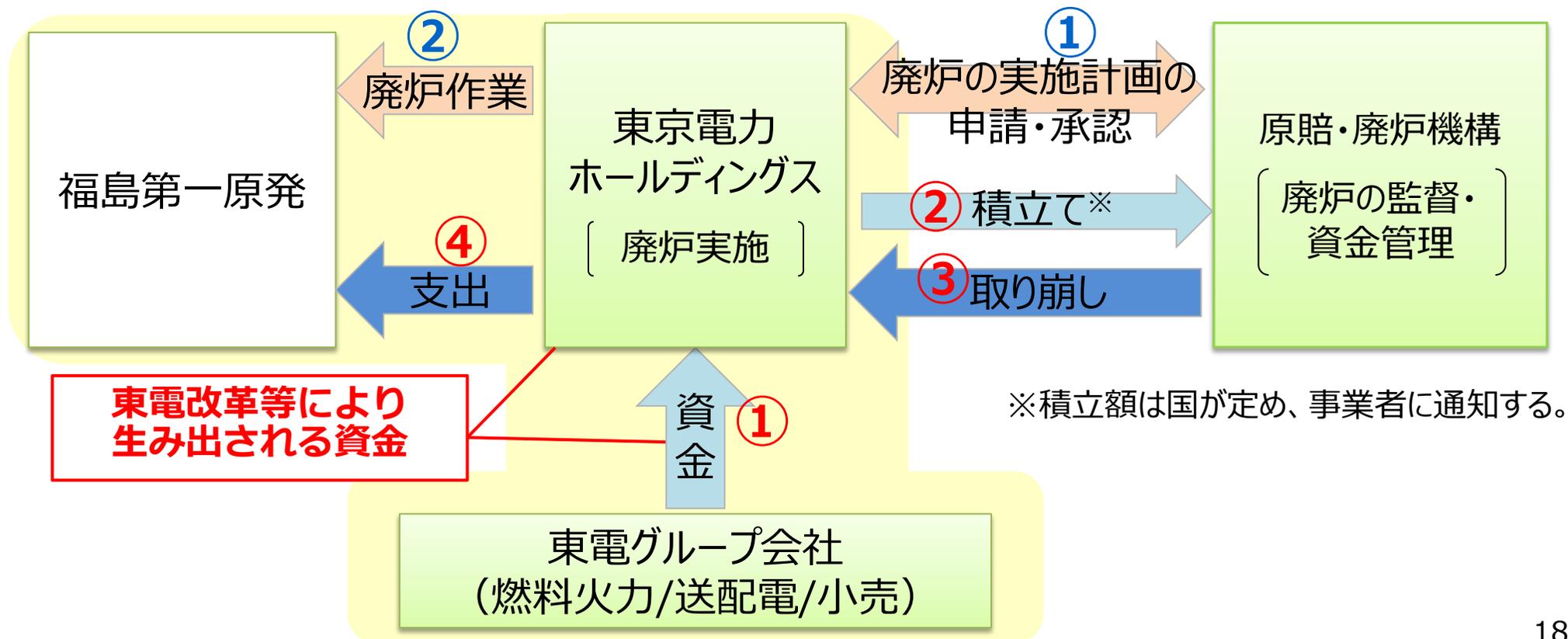
	資金の所有者	廃炉の実施主体
積立金	東京電力	東京電力
拠出金	第三者	第三者

×→東電が責任を持って行うとの観点から不適切

確実な資金管理のための積立金制度

- 東電がグループを挙げた取組により捻出する1F廃炉に必要な資金について、その管理を適切に行うため、第三者機関が資金管理を行う。
- 具体的には、現時点において、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（機構）が1Fの廃炉について必要な指導及び勧告等の業務を行っていることに鑑み、着実な廃炉を担保するため、機構が廃炉の実施・支出を管理・監督する積立金制度を創設することとする。

＜第三者機関による資金管理スキームのイメージ＞



送配電事業の合理化分の扱い

- 送配電事業を営む東電パワーグリッドの合理化分を確実に1 F 廃炉に充てられるようにするため、毎年行われる託送収支の事後評価に例外を設ける。
- 具体的な制度的措置として、託送収支の事後評価において、東電パワーグリッドの合理化分のうち、1 F 廃炉に充てる分について、①超過利潤から除外するとともに、②託送費用の実績として算入する。
- なお、超過利潤から除外する合理化分を料金原価に算入することは認めない。

<具体的対応>

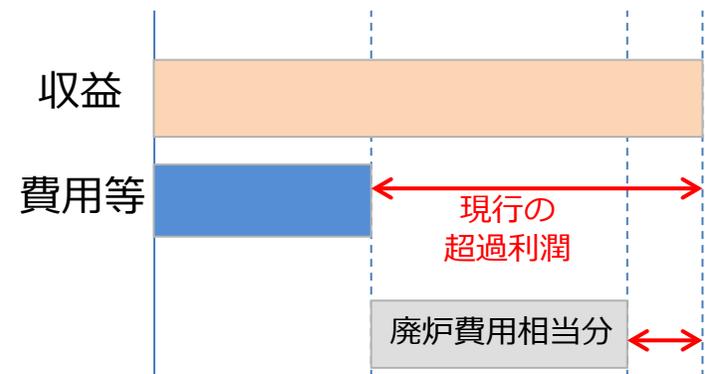
①ストック管理との関係

東電P Gが東電H Dに対して支払う1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、超過利潤と扱われないようにするために、費用側に整理して取り扱われるような制度的措置を講じる。

②乖離率との関係

東電P Gが東電H Dに対して支払う1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、実績単価の費用の内数として扱われるようにする制度的措置を講じる。

<イメージ図>



新たな考えに基づく超過利潤

「超過利潤」 \equiv
営業収益 - 営業費用 - 事業報酬額

各委員の御意見

合理化分を1F廃炉費用に充てることの是非

- 今回の賠償に回す費用をいわば原価として、東電の託送原価と想定し、これをコストとして積んで、それで託送料金を設計するという提案ではなかったと私は認識しています。効率化が進んで利益がすごく上がってくると、託送料金の改定を命令される。いつまでも改定しなければ変更命令が出てくるというルールになっている。しかし、利益がたまっているとしても、これは福島のパフォーマンスのための積み立てに回すと言ったら、利益額からその分は控除して、その額が一定程度以上を超えたら、変更命令が出るという格好で、変更命令の出し方を変えるというだけ。(略) この要因で上がるということはない。だけれども、本来なら託送料金が効率化によって下がったかもしれないけれども、下がったかもしれない部分の一部は、福島のパフォーマンスに回るということで、東電管内の系統利用者には我慢していただく。効率化による託送料金の下がり分が小さくなるという提案。その意味では、ちゃんと歯止めのある提案になっていて、どこまで上がるかわからないという不安は、ここからは生じてこないと思います。私は合理的な提案と考えます。(第3回WG 松村委員)
- 送電事業の合理化分の資金の充当という点ですが、これも非常に悩んだのですが、まずは、やはりあるべき姿は許された利潤の範囲内で福一の費用に回していくこと。要は、利潤はどう使ってもいい経営の自由があるわけですから、当然、福一に使っていくのは、東電の判断としてやっていただくというのが、まずはあるべき姿だと思います。(第3回WG 圓尾委員)
- 発電から廃炉までが電気事業、一貫した事業であって、そのトータルを見た事業をグループ全体でどこが負担するのかというのは、やはりグループ全体で負担すべきであろうと考えます。(略) それで、パワーグリッドカンパニーが託送で費用負担、例えば、廃炉に係る費用負担をする場合、グループ全体としては当然負担するから、そのグループの一つである、1企業であるパワーグリッドカンパニーが負担するというのは合理性があります。一方で、同時にやはり、その費用を計上するということが、パワーグリッドカンパニーにとって、その事業目的からかなうということを保証するためには、先ほど申し上げました、例えば、契約であったりとか、そういったものをきちんと明確にすることです。(略) そういったことを明確にすることによって、国民の理解、もしくは、その合理性が担保できるのではないかと改めてご指摘させていただきたいと思います。(第4回WG 永田委員)

留意点① 値下げ機会の確保

- 送配電事業の合理化分を1 F 廃炉資金へ充当できるようにした場合、東電パワーグリッドの託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう、託送収支の事後評価において、例えば以下のように対応する。

<課題>

合理化分の1 F 廃炉資金への充当を認めた場合、当分の間、東電P Gの超過利潤・乖離率が値下げ命令の基準値に達することが事実上なくなり、値下げ命令の検討を行う機会がなくなる可能性がある。

このため、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないことがないよう、別途の評価方法を定めることで、一定の場合に合理化分が託送料金の値下げ原資として適切に還元されるようにすることが必要。



<対応案>

東電P G自体の超過利潤・乖離率の代わりに、他の一般送配電事業者の効率化達成状況によって判断する。例えば、他の一般送配電事業者の平均乖離率が一定の基準を超えている場合、あるいは他の一般送配電事業者の多くが経営効率化に伴う託送料金の値下げ届出を行った場合には、「東電P Gも同様の経営効率化により値下げを行い得る状況にある」と判断し、ヒアリングを行った上で、必要に応じて値下げ命令を出す。

留意点② 東電P Gの過大な負担の回避

- 送配電事業の合理化分を1 F 廃炉資金へ充当できるようにした場合、東電グループ全体の中で東電P Gの負担が過大なものとならないよう、託送収支の事後評価において、例えば以下のように対応する。

<課題>

東電P Gの合理化分は、「東電グループ全体での不断の努力の一環で東電P Gも応分の負担をすべき」という考えの下に1 F 廃炉資金に充てられることとなる。しかしながら、東電グループ全体の取組が不十分な中で、例えば廃炉資金の大部分が東電P Gの合理化分に由来する等、過大な負担が生じる可能性がある。



<対応案>

東電グループ内での負担の公平性の確保する観点から、託送収支の事後評価においては、例えば収益性や資産状況を参考に、グループ各社との負担の程度を比較し、著しく不適當な分担となっていないかどうかを確認する。

※グループ各社の負担の程度を比較するに当たっては、1 F 廃炉資金への寄与分のみならず、例えば東電ホールディングスの企業価値の向上への寄与分等を総合的に考慮する。

各委員の御意見

合理化分を1F廃炉費用に充てる際の留意点について

- この託送収支で合理化されて、利潤が出た分を賠償に回せば（略）例えば安全面への投資、こういったところへのコストの配慮というのが欠けてしまわないだろうかといったところが若干、若干ではないですね、非常に大きな懸念材料としてあります。（略）合理化が進んで利潤が生まれた部分が賠償金に回るということについては、個人的な感情としては負担やむなしとってはいるんですね。選択の余地はなかったとはいえども、福島原発で発電された電力を享受していたわけですから、これを負担するのは仕方がないというような。ただ、（略）やはりこちらの事後評価について、ルールと審査プロセスというのについては透明性というのがきちんと確保されていないと、ここは納得感が得られないところだと思います。（第3回WG 村松委員）
- 一つは、そういう仕組みをつくったときにパワーグリッドにどんどん福一のコストをかけさせればいいということがないように、東電グループ全体できちっと対応すること。決してここだけにしわ寄せがいくことがないようにチェックしなければいけないと思います。それから、もう一つは、福一の対応が原価として認められたら、全国的には託送料金が合理化によってどんどん下がっているのに、東京電力管内だけ高止まりするということがあってはいけないと思いますので、他地域に比べての乖離に一定の歯留めをかけなきゃいけないとも思います。（第3回WG 圓尾委員）
- 対応案、これは他の一般送配電事業者との比較、ベンチマークという形で使って、東電の値下げ要請をするかどうかというようなご判断なんだと思うんですけども、（略）事業環境の変化によって、一律託送事業者全体としてコスト削減ができる部分と、東電固有の努力の部分といったものを分けることができるのでしょうか。ここでおっしゃっているのは、ほかの事業者さんも下げているんだから、東電の努力分だけじゃないと、ほかの方が下げた分は値下げに回しましょうというお話なんだと思うんですね。（第4回WG 村松委員）
- もっともな提案だと思いますが、僕はちょっと心配しています。これは東電の側から見ると、とても美しい絵が描いてあるというか、他の会社よりももっと頑張った分は賠償に回しましょうというのは、確かにもっとも。でも、東電ができる合理化を基準にすると、これが意味することは、他の電力会社は十分に頑張っていないということですよね。そうすると、他の電力会社も、合理的なというか、やり得ることを全部やるべしというようなことを言うのであれば、ほとんど賠償に回せる分はないことにならないだろうか。いずれにせよ、この点、留意が必要だというのはとてもよくわかりましたが、実際のやり方は、少し柔軟性を持ってやっていただければと思いました。（第4回WG 松村委員）

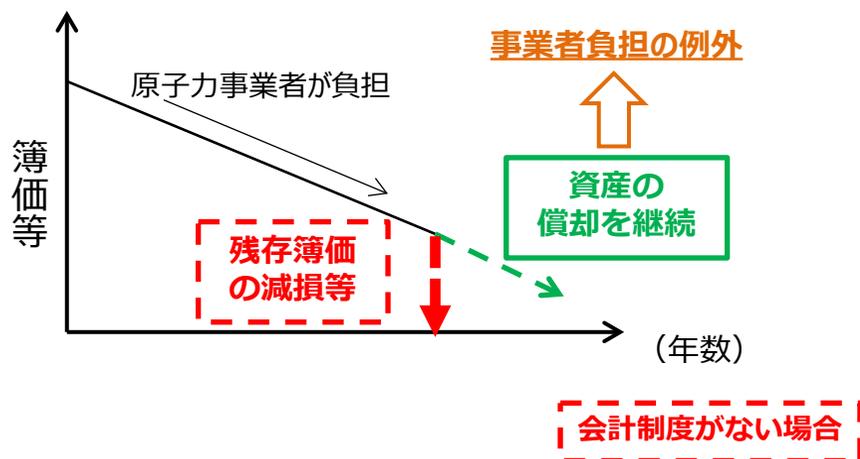
- 1. 原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方**
- 2. 福島第一原発の廃炉の資金管理・確保の方法**
- 3. 自由化の下での廃炉に関する会計制度**

検討の背景

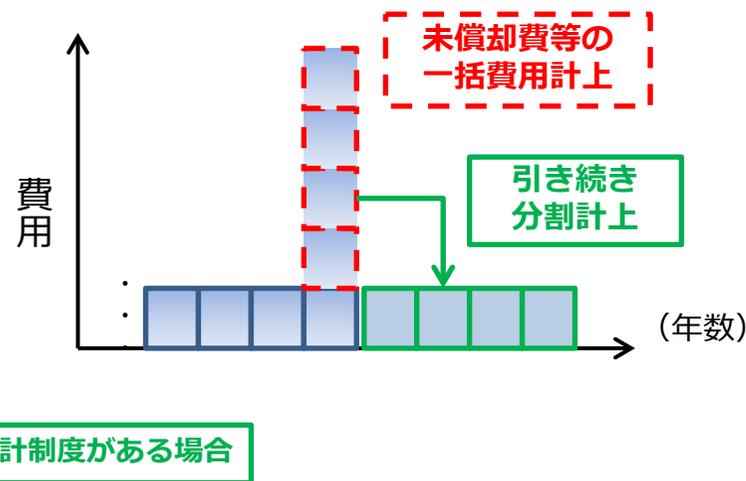
- 従前の電気事業会計制度の下では、廃炉に伴う資産の残存簿価の減損等により、一時に巨額の費用が生じることで、①事業者が合理的な意思決定ができず廃炉判断を躊躇する、②事業者の廃炉の円滑な実施に支障を来す、との懸念があった。
- このため、2013年及び2015年の2度にわたり、設備の残存簿価等を廃炉後も分割して償却（＝負担の総額は変わらないが、負担の水準を平準化）する会計制度を措置。ただし、この制度は、資産の償却費が廃炉後も着実に回収される料金上の仕組みが併せて措置されることを前提としており、現在は小売規制料金により費用回収することが認められている一方、本年4月の電力の小売全面自由化以降、現在経過的に措置されている小売規制料金が原則2020年に撤廃されることを見据えた場合、今後も制度を継続するには、着実な費用回収を担保する何らかの仕組みを講じることが不可欠となる。

廃炉会計の効果イメージ

<資産計上継続の効果>



<負担の平準化の効果>



自由化の下での廃炉会計制度の在り方（基本的考え方）

- 廃炉会計制度は、その制度創設の経緯・趣旨を踏まえれば、原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針に沿って措置されたものであり、自由化の下においても原発依存度低減との基本方針に変わりはないことから、本制度を継続することが適当と考えられる。
- 本制度を継続するために必要となる着実な費用回収の仕組みについては、現在経過的に措置されている小売規制料金が原則2020年に撤廃されることから、自由化の下でも規制料金として残る託送料金の仕組みを利用することが妥当である。
- ただし、発電、送配電、小売の各事業が峻別された自由化の環境下で、発電に係る費用の回収に託送料金の仕組みを利用することは、原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講じる例外的な措置と位置付けられるべきである。
- なお、現行の廃炉会計制度において必ずしも対象から除外されていない福島第一原発1～6号機については、①1Fの廃炉に要する資金については、東京電力が確保することを原則とし、今般、そのために必要な制度的措置を講じることとしていること、②1Fの6基の炉は既に廃炉判断がなされていること、③原子炉等規制法においては、福島第一原発は、サイト全体として、廃炉のために特別な安全管理の措置が必要とされる特定原子力施設に指定されている一方で、実務上、事故により損傷した1～4号機と損傷していない5、6号機で異なった取扱いをしていること等を総合的に勘案し、新たに講じられる制度的措置の下で円滑に廃炉が行われることを前提に、原則として託送料金の仕組みを利用した廃炉会計制度の対象から除外すべきである。

各委員の御意見（廃炉会計制度関係）①

廃炉会計制度の意義・必要性

- 今回の廃炉会計で、コスト負担という議論になったときに、どうしても旧一般電気事業者を優遇する措置ではないかというふうにとられがちなんですけれども、もともとにはエネルギー政策基本方針ですよね。こちらがあって、会計面がネックになって廃炉が進まないということでは、政策に相反してしまうという背景があって、（略）廃炉会計がなければ、事業者側としても廃炉を積極的に行うことができませんし、それがないところで無理やりやらせてしまうと、どうしても対象資産の減損損失を一度に認識しなければならないということになってしまいます。（略）日本経済に与える影響というものもあるかと思しますので、こういった議論をするときに、意義を考えると、エネルギー政策であったり日本経済への影響といったようなものが経済面で考えるポイントだということ、少し我々国民としてもきちんと理解しておく必要があるのかなということ、この整理を拝見いたしまして改めて感じました。（第2回WG 村松委員）
- 速やかに廃炉すべき原発をその方向に持っていくという重要性は何ら変わっていないと思いますので、ここは特段、議論の余地はないかと思っております。そのために、減価償却見合いで一定の資金回収が会計的には必要だとすれば、今までは小売料金が規制料金であったのがなくなり、規制料金として残っているのは託送料金しかないので、託送料金の仕組みを使いながら回収していくのは仕方ないと思っています。（第2回WG 圓尾委員）
- 電気のビジネスというのは、普通のビジネスとは考えがたい要素が非常に多くて、リスクも非常に高いですし、（略）当然別の会計があって当たり前のように思いますし、今回のお話もよく理解できます。（第2回WG 伊藤委員）
- 過去の5年ぐらいの短い期間の中でいろいろな議論があって、そのときそのときで、方針が出されているわけなんですけれども、あまりにもそれが変わると、継続性がなくなってしまうとか、事業上の予見性というものが失われてしまうということもございまして、一度決めたら、なるべくそれが維持されるようにということは、念頭に置くべきではないかと思えます。（第2回WG 秋池委員）

各委員の御意見（廃炉会計制度関係）②

廃炉会計制度の継続に必要な措置

- やはり発電と廃炉が一体とした事業という認識を、一つポイントとして置いておきまして、したがって、事業であるから、その過程の中で収益を獲得するプロセスの中であるとの整理を私自身はしております。その中で、託送料金という、ある意味では安定的に収益獲得能力を担保できるスキームであるので、今回の措置については、私もこの措置で妥当ではないかと考えております。（第2回WG 永田委員）
- 速やかに廃炉すべき原発をその方向に持っていくという重要性は何ら変わっていないと思いますので、ここは特段、議論の余地はないかと思っております。そのために、減価償却見合いで一定の資金回収が会計的には必要だとすれば、今までは小売料金が規制料金であったのがなくなり、規制料金として残っているのは託送料金しかないのので、託送料金の仕組みを使いながら回収していくのは仕方ないと思っております。（第2回WG 圓尾委員）
- かつて制度変更に伴って、託送料金に乗せて消費者に広く薄く負担してもらった例はある。再処理の引き当て不足の部分を託送料に乗せたという、ウルトラCをかつてやったことはあった。それも参考になるかと思えます。あれは自由化に伴ってということではなかった。まさに制度の問題。（第2回WG 松村委員）
- 確実な回収の方法として託送料金でという話が出ておりますが、やはり消費者というか国民としては危惧しています。これに抵抗があるのは、託送料金に入ることによって何を負担しているか見えなくなってしまう。自分たちが払っているものが一体どれだけで、しかも期限がいつまでで、全体で幾ら払っているのかというのが見えないう状況で支払うことに対して抵抗が大きいということです。私はこれしか方法がないとは思いませんし、逆に言うと、きちんと理由を説明し見える形で払う方法はあり得ると思います。（第2回WG 大石委員）
- 今回の話はエネルギー基本政策にのっとり原発依存度を下げていくために国策で定められて、廃炉せざるを得ないというような状況で起きたコストの負担について議論しているということだと思います。（略）そこが背景にあるがゆえに、廃炉会計というものを導入して、将来にわたって分割して負担していきましょう、（略）その分割計上が認められた結果、小売価格へ一時的にどんと反映させたり、事業者の損失が多大に計上されたりというような事態を回避することができるという効果の面をより重視して考えるべきだと思います。ですので、託送料金での回収がベストなのかという議論を始めてしまうと、これはもうきりが無いと思うんですけれども、少なくとも幾つかある仕組みの中で、ベターに近いものだとは思いますが。（第3回WG 村松委員）

各委員の御意見（廃炉会計制度関係）③

託送料金を前提とした廃炉会計制度における事故炉の区別について

- 私の理解では経営責任が問われる部分、例えば先ほどの原賠機構法の特別負担金の部分と一般負担金の分と、こういった扱いの違いもございます。（略）ここは首尾一貫して同じ整理をするべきではないか。すなわち事故炉については経営責任を問われる部分であって、これに係るコストを今の廃炉会計にあるように原価に含める、また、この先託送料金に含めるというのは納得しがたいものだというふうに考えております。（略）ですので、事故炉に関しては当初第1回で申し上げましたとおり、分けて考える。一般炉とは同じように扱わず、これはあくまでも事業者責任でやっていただくというのがほかとの整合性ということを考えて上で重要なのかなと思います。（第5回WG 村松委員）
- 私も当時、先生と一緒に議論させていただいた仲ですので、思い起こせば当時はもちろん事故炉の取り扱いをどうするかという、1 - 4と5、6の分けた議論プラス、当時はどういうコストがかかって、なおかつ維持・安定化費用のために必要なコスト、それから金額感とかいろいろな要素を十分検討、資料があった上でなおかつかなり大きな議論をして、その上で一つの整理をしたというふうに記憶しておりまして、確かに1 - 4はもう会計的にも特損ということで、特損に落としたものを料金で原価に入れるかというのはなかなかそこはもともと無理筋というか、そういう企業としての意思が特損ということで、損失にするんだという意思があったので料金上もああいう扱いにしたというふうに理解してまして、5、6については、やはり通常炉ではないけれども、事故炉という扱いも当時なかなか難しかったというんですか。そういう状況で一旦は判断をしたわけです。（第5回WG 永田委員）
- 1 - 4号機と5、6号機は一旦頭で分ける必要はきっとあるんだろうと思います。1 - 4号機についても当然だということを5、6号機もそうかというのはちょっと分からなくて、（略）明らかに廃炉のときに影響を受けて、通常の廃炉よりもコストが大幅にかかるということは当然予想されるわけで、その点では事故炉に近いという側面もあり、しかし、明らかに1 - 4号機とは違うという点もあり、どう整理すべきなのかというのは、ここで一般論を議論するときに詰め切れるかどうかということも考えると、やはり区別して、それ以外のものの制度に溶け込ませない、現時点ではそうしないということは合理的な判断なのではないかと思います。（第5回WG 松村委員）

自由化の下での廃炉会計制度の在り方（留意点）

- 発電に係る費用については、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。このため、競争上の公平性を確保する観点から、制度を適用できる事業者に対しては、例えば、原子力発電から得られる電気の一定量をその他の小売事業者も利用できるようにするなど、一定の制度的措置を講じるべきである。
- また、送配電事業と直接関係しない費用について、託送料金の仕組みを通じて広く需要家に負担を求めるに当たっては、対象となる費用の妥当性及び明確性を担保する措置を講じる必要がある。

各委員の御意見（廃炉会計制度関係）④

その他（制度継続に際しての留意点等）

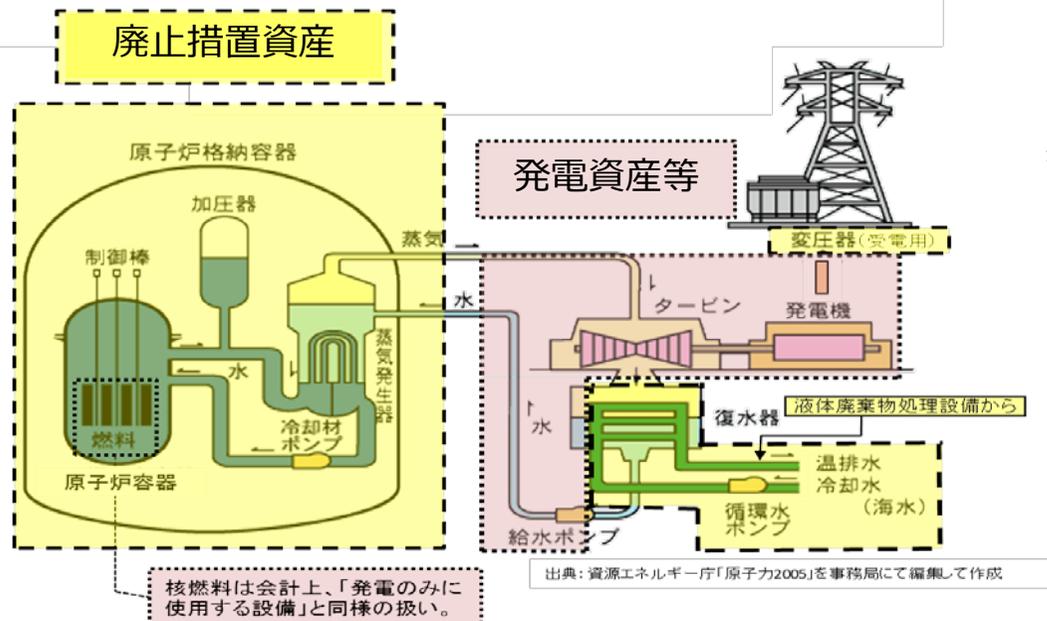
- もしやるのだとすれば、国策として、これを維持しなければいけないと考えているので、公益的な目的と照らし合わせてやると整理せざるを得ない。であれば当然、公益電源として位置づけられるべきだと思います。もし万が一広く薄く負担ということがあるとすれば、公益電源に位置づける必要があると思います。（第2回WG 松村委員）
- 一方で自由化が起きて、発電事業が競争にさらされている中に、原子力もあるわけですから、公平性を考えると、原子力事業者は、原子力発電で電気を発電して収入を得る、それで勝負するのが筋なところを、プラスアルファ託送料金で回収してきた償却見合いの費用も入ることになって、その分で競争優位になったらおかしな話になると思います。ここでの議論ではないということでしたけれども、それとの見合いで原子力の電気の利用のあり方はきちっと議論していかなければいけないだろうと思います。（第2回WG 圓尾委員）
- 送料金に入れてしまうことが果たしてベストの方策なのかということは疑問に思っておりまして、国民の負担が明確でなくなってしまうという懸念は非常に抱いております。再エネ賦課金のように、分けた形で別枠で見たほうがよいのではないかということは、一つの意見としてご考慮いただければと思います。（第2回WG 村松委員）
- 普通にビジネスをしている人、私でさえも、今回の内容がクリアになるまで何度自分で読み直しても、わからない要素がやっぱり出てきて、それだけ特殊だと思うので、今後こういうのを決めていく中で、やっぱり多くの方に理解していただくためには、もうちょっと言葉が、もう少しわかりやすくしていったほうが、良いと思います。（略）全員が納得するということはありませんが、それでも納得しやすいような説明にしていってほしい、今後、マスコミの方々の書きようによっては誤解を生じることも出てくると思いますので、そのほうがよいかという意見です。（第2回WG 伊藤委員）
- 例えば本来なら既存事業者の発電原価に乗せなければいけない費用、あるいはガスの製造コストに乗せなければいけない費用をネットワークコストの費用にして託送料金を高くすることがあったとすると、これは確かに参入の意欲をそぐし、新規参入者に不利になる。そういうことは一切許さないように、少しでも託送料下げてくれと新規参入者が、更に消費者が言うのは当然だと思います。一方、（略）全ての電力消費者が公平に負担するのが自然だというようなものが乗せられた結果として託送料金が上がったとしても、それを競争阻害と考える必要はない。いずれにせよ、それは本来発電側が負担すべきもののつけが回っているのか、そうじゃなくて、電力消費者が公平に負担すべきものが乗っているかということは、区別する必要が今後も出てくると思います。（第3回WG 松村委員）

(参考) 廃炉会計の適用状況 (計画外廃炉した6基の例)

	関西電力 美浜1・2号機	中国電力 島根1号機	四国電力 伊方1号機	九州電力 玄海1号機	日本原電 敦賀1号機
廃止措置資産	218	71	72	73	182
発電資産等	273	134	217	208	92
合計	491	205	289	281	274

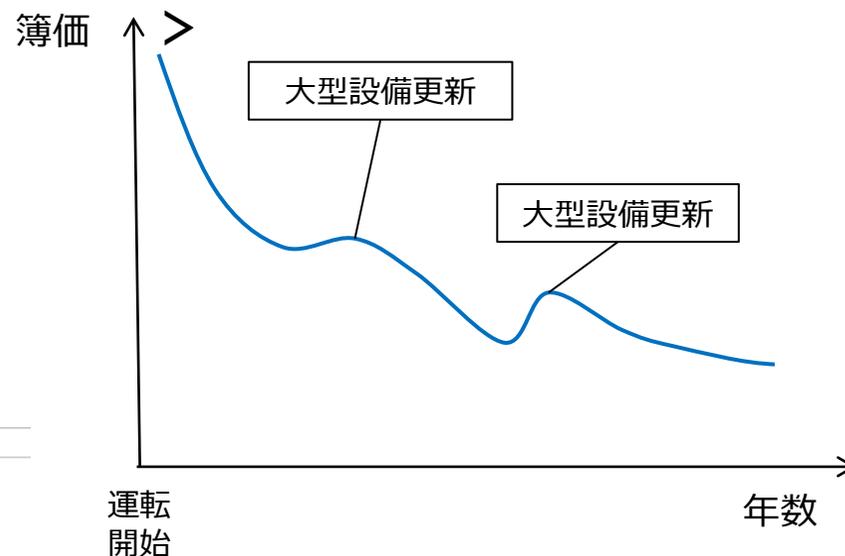
※2015年度末時点 (単位: 億円)

制度の対象イメージ



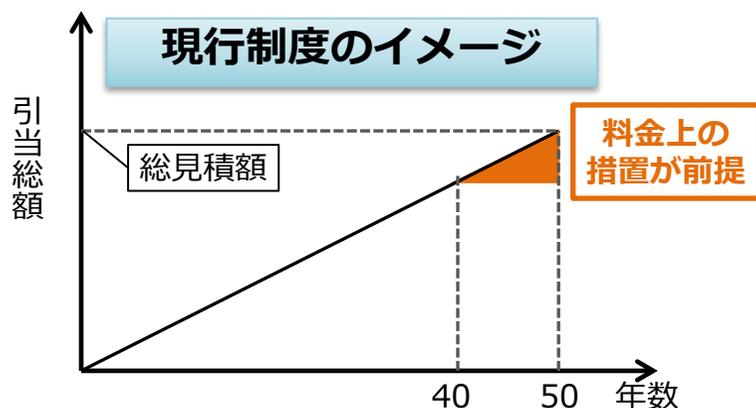
核燃料は会計上、「発電のみに使用する設備」と同様の扱い。

<設備簿価の推移 (イメージ)>

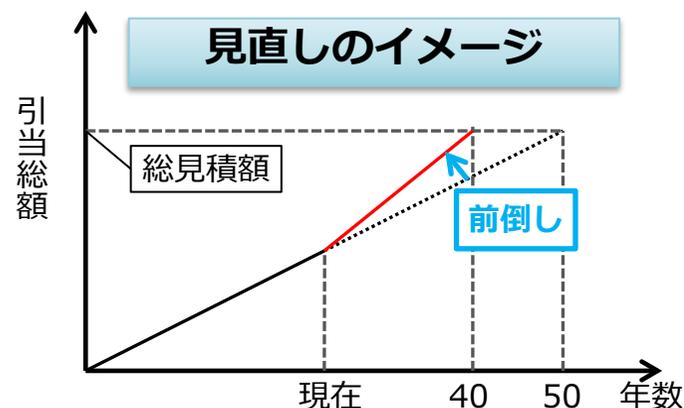


自由化の下での解体引当金の在り方

- 原子力発電施設解体引当金は、原子炉の運転期間中に廃炉に必要な費用を着実に積み立てるために1990年に導入され、2013年、廃炉会計制度の導入にあわせ、引当方法の見直しが行われた（生産高比例→50年定額）。
- 解体引当金の必要性は自由化の下でも不変だが、廃炉に係る費用は原子力事業者が負担するという原則に鑑み、引当期間を50年から40年に短縮する。一方、2013年の制度改正以降に廃炉決定したものや今後早期廃炉するものに限り、廃炉に伴い一括して計上することが必要となる費用を廃炉会計制度の対象とすることで、一括して発生する費用を分割して計上する。
- 引当金の総見積額については、個別の炉・発電所ごとに固有の事情（規制変更などにより算定式的前提を大幅に変更する必要がある場合を除く）が生じた場合に、当該事象を速やかに総見積額に反映させることが可能な仕組みを導入する一方、総見積額の妥当性を確保するため、これまでと同様に、総見積額を経済産業大臣が承認する仕組みとする。



現行制度下では、総見積額の50分の1の額を毎年度引当て。現行制度を維持する場合、少なくとも50分の10について、費用回収が着実にされる仕組みが必要となる。



引当方法は、定額法を維持し、引当期間を40年に前倒した上で全額を事業者の負担で引当て。ただし、運転期間の延長が認められた場合には、適切な費用配分の観点から、その時点で引当期間を60年に延長することを認める。

各委員の御意見（解体引当金関係）①

引当期間の短縮とその影響緩和

- 引き当ての方法だとかというのは合理的な方向への改善だと思うので、反対することは何一つありません。仮に改定が将来あるとして、そのときに原価として出してきたとすれば、その引当額が多くなっているということは、少ないときよりも原価が高くなる。その原価で料金申請を出してきたとしても、通すべきだし、それが合理的だと思います。できるだけ早い期間で積み立てて安定的にするのは、とてもいいことだと思います。（第2回WG 松村委員）
- 分割して費用認識するという意味で言うと、廃炉会計の減価償却認識と似ています。ただし、廃炉会計の場合は過去にもコストをキャッシュアウトしたわけですね。こちらの場合は引き当てという将来の費用ですから、この差はありますけれども、ロジック的にそういうものであって、この計算方式自体は、短縮化して費用認識して、ある意味ではコストの認識自体を適切にやるという意味で言うと、望ましい方法ではないかと思っています。（第2回WG 永田委員）
- 今回の引当金期間の50年から40年への短縮の件です。こちらは、より短い期間、運転期間に合わせて引き当て、積み上げをしていくというのは、より健全な姿への変更であるというふうに考えられますので、その旨をきちんと開示することで、投資家の方々だったり消費者の方々に見せるようにすればいいのかなと思います。（第2回WG 村松委員）
- 例えば40年で廃炉にしたとしたら、その後はキャッシュが生まれてこないもので、それまでの間にきちっと廃炉に必要なキャッシュはためておきなさいということで、50年を40年にすると考えています。そう考えると納得できると考えていますし、論点5の、その40年を過ぎて廃炉を始めているところが、同じように今さらキャッシュを積みといても無理な状況もあり得ると考えた場合に、廃炉会計制度を適用することも考えざるを得ないと思っています。私は事務局が出されている内容については、特段異論はないです。（第2回WG 圓尾委員）
- 引当金について、現在すでに廃炉が決まっているものと、現在稼働もしくは今後再稼働するものというのは、誰がどれだけ残りの金額を払うかということが違ってくるのではと思います。その意味では、これからのまだ稼働する可能性のある原子力発電所の引当金については、今後、その再稼働した発電所の電気を使う人が基本的には払っていくべきであって、電力自由化によって原子力を使いたくない、だからほかの再生可能エネルギーなどを使いたいと言って小売り事業者を選んだ人がこれを払う、託送料で払わせるというのは、根本的に電力自由化の根本の目的に反すると思います。（第2回WG 大石委員）

各委員の御意見（解体引当金関係）②

引当金の総見積額の柔軟性の確保

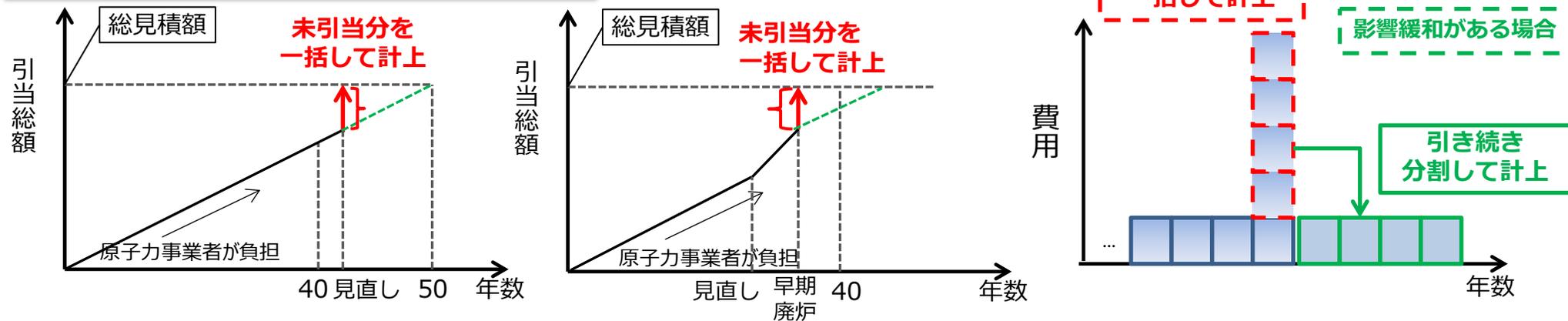
- 本来だったら見積額を適正にしないといけないわけでしょうけれども、今回、「当該事象が速やかに総見積額に反映させる、可能な仕組みを導入することとしてはどうだろうか」という記載の速やかにということと、ここは恣意性がないかと。要は、本当に客観的、合理的にその見積額が、証明というか、もしくはご納得いただけるかというあたりの、どういった形でここを措置できるかということについては、また別途の議論かと思っておりますけれども、あわせて検討が必要ではないかと考えております。（第2回WG 永田委員）
- 引当金の見積もりについて、（略）こちら、会計の本質からすれば、一律の計算式をもって引当額を算定するというのは本来あるべき姿ではなく、個々の実態に合わせた最適な試算をするというのが適切なんだと考えております。（第2回WG 村松委員）

その他（上振れ分の扱い）

- 一番最初に見積もりをしたときの金額から増額したらどうするのかという議論がありましたけれども、これは合理的な理由があれば、それはやはり回収できるようにしなければいけないのではないかと思います。と言いますのは、事業者到最后まで責任を持って廃炉をしてもらうということは非常に重要なことで、資金が足りないからやらないというようなことが起こってしまうと、それはこの国にとってもいいことではありませんので、合理的なものは織り込んでいく、将来起こったら織り込んでいくということも考えたほうがいいのではないかと思います。（第2回WG 秋池委員）
- 上振れ分を無条件に認めるのはモラルの問題ですので、一切上振れを認めないかどうかというのは、ちょっと私も判断材料がないですが、やはり合理的にと一言で言うと簡単ですがけれども、極めて納得の高い説明が必要なんじゃないかなと思います。（第2回WG 圓尾委員）
- 廃炉コストに関して制度が変わったので、コストが上振れしている部分と、予想外に原発が止まってしまって、引き当て不足になった部分。これが結局そのまま廃炉されたので回収できなくなる部分。2つは区別すべきだと思います。コストが上がる分については、それを託送に安易に託送料金に転嫁されても困る。（略）それは事業者が負担すべき。止まって引き当て不足になった部分と区別されるべきと、私は思います。（第2回WG 松村委員）

(参考) 原子力発電施設解体引当金への廃炉会計制度の適用

影響緩和のイメージ



見直し時点の未引当分を分割して費用計上するためには、費用回収が着実に実行される仕組みを伴う措置が必要。この旨は、2015年3月に取りまとめられた廃炉会計WG報告書においても明記されている。

<影響緩和の対象となる額のイメージ (これまでに計画外廃炉をした6基の例) >

関西電力 美浜1・2号機	中国電力 島根1号機	四国電力 伊方1号機	九州電力 玄海1号機	日本原電 敦賀1号機
112	35	46	31	29

(億円)

※2015年度末時点